

みとよ ファミリー・サポート・センター 手引き



みとよファミリー・サポート・センター

運営受託団体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会



も く じ



ファミリー・サポート・センターのしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ご利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
会員の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
補償保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
会 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
個人情報保護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	11
安全チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
三豊市子育て支援情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

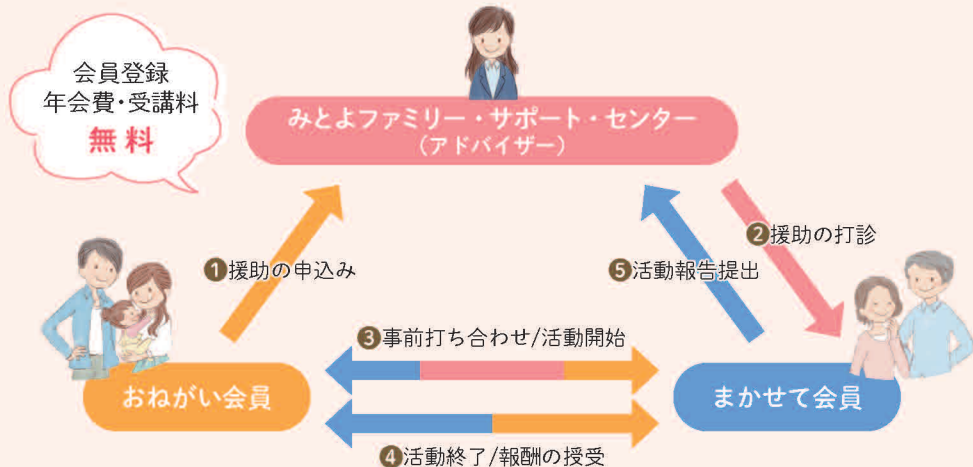
みとよファミリー・サポート・センターは子育て家庭を応援します

ファミリー・サポート・センターのしくみ

みとよファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、地域の中で「子育ての援助をしてほしい方」と「子育ての援助をしたい方」が会員となり、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。

こどもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができるように、会員のみなさまを結び、相互援助活動をサポートします。

三豊市から事業委託を受け、三豊市社会福祉協議会が実施しています。



おねがい会員

子育ての援助をしてほしい方
・三豊市在住または在勤の方
・おおむね生後6ヵ月から
18歳到達の年度末までの
こどものいる方

両方会員

おねがい会員と
まかせて会員の
両方を兼ねる方

まかせて会員

子育ての援助をしたい方
・三豊市在住で20歳以上の
心身ともに健康な方
・「まかせて会員養成講座」
を修了した方

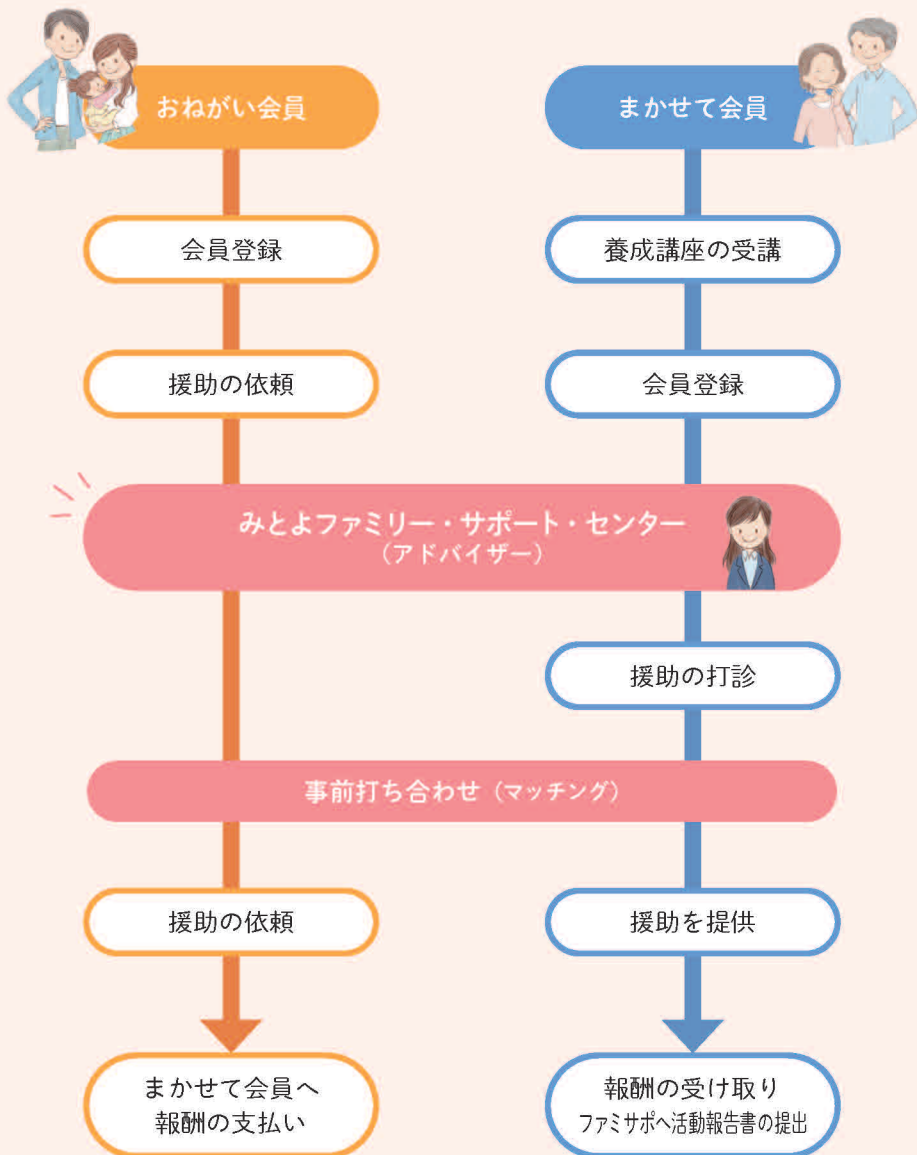
このような援助を行います

- 保育施設や放課後児童クラブ・習い事等の送迎やその後の預かり
- 冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
- リフレッシュタイムの預かり
- 就職活動や職業訓練の間の預かり など

お手伝いできない援助

- 病児・病後児の送迎、預かり
- 家事のお手伝い
- こどもの宿泊
- 集団託児

他にも様々な援助を行っています。お気軽にご相談ください。
援助依頼については可能な限り対応しますが、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。



ファミサポで行う援助は、こどもへの一時的な対応や保護者の手不足を補うための援助です。長時間にわたる保育は行いません。なお、こどもの受け渡しについては「**大人から大人へ**」安全に受け渡すことが決まりです。

会員登録

- ①ファミサポ事業の内容をご理解のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）を準備してファミサポへお越してください。
- ②入会申込書に記入していただきます。その際に、簡単な聞き取りを行います。

援助をお願いする時には

- ①依頼日が決まったら「おねがい会員」は、できるだけ早くファミサポへご連絡ください。
- ②ファミサポは、依頼内容に応じた「まかせて会員」に連絡をします。
- ③連絡を受けた「まかせて会員」は、援助の日時など条件が合えば承諾してください。ただし、援助は強制ではありませんので、都合がつかない場合は、遠慮なくその旨をお知らせください。

事前打ち合わせ（マッチング）

- ①ファミサポのアドバイザーが、「おねがい会員」と援助を受けるお子さんに「まかせて会員」を紹介し、事前打ち合わせを行います。
- ②事前打ち合わせでは、援助の日時、場所、内容、保育方針、緊急時の連絡方法など、円滑な援助活動ができるように十分に話し合います。
- ③事前打ち合わせにより、お互いに理解することができれば重要事項の説明を行い、「おねがい会員」と「まかせて会員」で相互援助活動契約を結びます。
※相互援助活動は、「まかせて会員」と「おねがい会員」との準委任契約に基づくものです。

援助の開始

- ①事前打ち合わせ通りの日時・場所および内容で援助を行います。
- ②2回目以降の援助は、「おねがい会員」が「まかせて会員」に直接、依頼してください。援助が決まったら、必ず事前にファミサポに依頼日時などをご連絡ください。
※ファミサポを通さない場合は、補償保険が適用されません。
※キャンセルの場合は、「おねがい会員」から「まかせて会員」とファミサポへ速やかに連絡してください。

援助終了・報酬の授受

- ①「おねがい会員」は、「まかせて会員」の記入した活動報告書の内容を確認後、「まかせて会員」に直接報酬を支払います。
- ②「まかせて会員」は翌月5日までに援助活動報告書をファミサポに提出します。

ご利用料金

1 こども1人につき 1時間あたりの基準額

月～金 午前7時～午後7時まで	700円
月～金 上記以外の時間	800円
土日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)	

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える場合、30分以下は半額とし、30分を超えて1時間までの場合は1時間として計算します。
- 兄弟姉妹など複数のこどもを預ける場合には2人目から半額になります。
- 子育て応援サービス券の使用ができます。

※ひとり親家庭を対象に利用料の一部を助成する制度があります。

詳しくは13ページをご覧ください。

2 取り消し(キャンセル)について

前日まで	無料
当日	半額
無断	全額



- やむを得ず援助を取り消す場合には、必ず「まかせて会員」とファミサポに連絡を入れ、取り消し料が発生した場合は「おねがい会員」は速やかに「まかせて会員」に支払いましょう。

※台風や大雨等による気象警報や自然災害に伴う場合は、取り消し料はかかりません。会員相互で連絡を取り合ってください。

3 実費負担について

●交通費

こどもの送迎に伴う交通費(自家用車・公共交通機関・タクシー等)は、「まかせて会員」に「おねがい会員」が実費を支払います。

●食事代・おむつ代等

こどもの食事(ミルクを含む)・おやつ・おむつ等は、原則として「おねがい会員」がご用意ください。「まかせて会員」が準備した場合は、「おねがい会員」が実費を支払います。

※実費については、事前打ち合わせで話し合い決定します。

会員の心得

- ファミリー・サポート・センターの活動の趣旨とルールを守りましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。援助により知り得た家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。退会した後も同様です。
- 必ず事前打ち合わせを行ってから援助活動を行いましょう。
- 会員同士で援助内容の交渉を行わないでください。ファミサポを通さない援助は、補償保険の対象になりません。
- 安全チェックリストなどにより常にこどもの安全を確認します。
- 約束した時間（開始・終了）は必ず守りましょう。
- 援助中の事故については、当事者である会員間で解決します。
- 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにファミサポへ連絡します。

「おねがい会員」の方へ

- 依頼した援助内容以外のことは、要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待や負担を求めることはやめましょう。
- 援助依頼、取り消しを行った場合は、必ず事前にファミサポにご連絡ください。「まかせて会員」のキャンセルで援助が行われなかった場合も同様です。
- 援助終了後に定められた利用料金を「まかせて会員」に支払ってください。

「まかせて会員」の方へ

- 会員証は常時携帯し、必要に応じて掲示してください。
- 第三者へ援助を任せないようにしてください。
- 援助活動中に事故が発生した場合は、「緊急時の連絡体制」に沿って対応し、速やかに「おねがい会員」とファミサポへ連絡してください。
- 活動報告書は翌月5日までにファミサポへ提出してください。

援助活動は、お互いの信頼関係によって成り立っています。時間や決まりごとを守ることにより、安心して活動できます。相手を思いやり、「おたがいさま」「ありがとう」という感謝の気持ちを持って援助活動を行いましょう。

補償保険

会員間で行う援助は、援助をしたい方と援助をしてほしい方との準委任契約に基づくものであり、援助中に生じた事故については、当事者間である会員間で解決することになっています。万が一の事故に備えて保険に加入しています。

※これらの保険はファミサポで一括加入していますので、会員の負担はありません。すべての事故が補償の対象となるものではありません。ご不明な点はお問い合わせください。

サービス提供会員傷害保険

「まかせて会員」が援助活動中や援助のために、自宅と「おねがい会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

賠償責任保険

「まかせて会員」が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（「おねがい会員」の子どもを含む他人。なお、「まかせて会員」と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、ファミサポもしくは「まかせて会員」が負担する賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

依頼子供傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来事故により傷害を被った場合に「まかせて会員」の過失の有無に関わらず補償するものです。

研修・会合傷害保険

ファミサポが実施する講習会や交流会等の参加者（講師・会員・子ども）が講習会等実施中（往復途上も含みます）にケガを被った場合に補償するものです。

感染症補償制度

援助活動によって、「まかせて会員」が細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって感染症を発症し、死亡または入通院した場合に、「まかせて会員」に対してお見舞金を補償します。

お見舞金制度

「おねがい会員」の子どもが「まかせて会員」宅の財物を破損したり、「まかせて会員」の子どもにケガをさせた場合、また、活動に起因した熱中症、感染症などについて、「まかせて会員」に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

援助中に事故が発生した場合は、子どもの安全を最優先に行動し、応急処置などの対応を行ってください。直ちに「おねがい会員」に連絡し、指示を仰いでください。必要に応じて救急車を呼び、病院の受診等の処置を行ってください。ファミサポへの連絡も速やかにお願いします。

よくあるご質問

Q こどもの預かり場所はどこになりますか？

A 基本的には「まかせて会員」の自宅です。会員間の合意により、この限りではありません。

Q お願いする日は決まっていなくても、先に「まかせて会員」を紹介してもらえますか？

A 依頼日が決まっていない場合は、ご紹介できません。「まかせて会員」に待機していただく状態になり、優先順位の高い「おねがい会員」の援助依頼にも影響しますので、初回の援助日をお知らせいただいた後に、事前打ち合わせにてご紹介いたします。

Q 当日依頼などの急な対応はしてもらえますか？

A 事前打ち合わせを行ってからでの援助になりますので、初めての方は対応できません。また、事前打ち合わせを行った「まかせて会員」がいる場合は、「まかせて会員」の都合が合えば対応できます。

Q 子育て応援サービス券は交通費や取り消し料などにも使えますか？

A ご使用できません。子育て応援サービス券は、利用料金のみのお支払いになりますので、交通費・食事代・取り消し料については、現金でお支払いください。

Q 2回目以降の依頼は、事前打ち合わせは必要ありませんか？

A 同一会員同士の場合は必要ありません。下記の場合は再度事前打ち合わせが必要です。

- (1) 前回打ち合わせ時に同席していない子ども（兄弟姉妹）を預ける場合
- (2) 依頼内容に変更がある場合
- (3) 前回の援助から期間があいて、こどもの状況が変わった場合

Q 「まかせて会員」への援助依頼は、必ず引き受けてもらえますか？

A 「まかせて会員」が行う援助は、有償ボランティアなので、都合によってはお断りされる場合もあります。事前にファミサポ以外の手段も考えておくと安心です。



◀ 詳しいQ & Aはこちら

みとよファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、みとよファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を三豊市豊中町本山甲201番地1（三豊市役所豊中庁舎内）に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助をしてほしい人（以下「おねがい会員」という。）としたい人（以下「まかせて会員」という。）を組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進および児童の福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1)会員の募集、登録その他会員組織業務
- (2)相互援助活動の調整等
- (3)会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4)会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5)関係機関との連絡調整
- (6)定期的な広報誌を発行する等の広報業務
- (7)前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第5条 会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

- (1)おねがい会員 三豊市在住もしくは在勤・在学でおおむね6ヵ月から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子を持つ人
- (2)まかせて会員 三豊市在住の20歳以上の人

2 会員は、センターの趣旨を理解し、相互に援助活動をする。

(会員の責務)

第6条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2)まかせて会員は相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
- (3)援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。
- (4)援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。
- (5)相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会した後も同様とする。
- (6)会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。
- (7)政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする人は、所定の申込書（様式第1号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 まかせて会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けたまかせて会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

(保険)

第8条 会員は、ファミリー・サポート・センターが補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。ただし、おねがい会員の登録している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日に達するときは自動退会とし、会員からの連絡は不要とする。

- 2 まかせて会員は、退会に際して退会届（様式第7号）をセンターへ提出し、会員証は返還するものとする。
- 3 会員が、第5条の条件を満たさなくなった場合、退会させることができるものとする。
- 4 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として規格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。

（登録の抹消）

- 第10条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができるものとする。
- (1)この会則に違反した場合
 - (2)会員として適格性を欠くとセンターが認めたとき
 - (3)会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき
 - (4)故意著しく重大な過失または不正な行為によりセンターに損害を与えたとき
- 2 センターは、前各号の規定により会員登録抹消をしたときは、速やかに会員に通知するものとする。
 - 3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返還しなければならない。

（アドバイザー）

- 第11条 センターにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは次の業務を行う。
 - (1)センター業務内容の周知、啓発
 - (2)会員募集、登録
 - (3)会員の総括
 - (4)会員の相互援助の調整
 - (5)他のセンターおよび関係機関との連絡調整
 - (6)会員に対する講習会および会員の交流会の実施
 - (7)会員間のトラブルへの助言
 - (8)会員に対する広報誌の発行およびホームページの作成・管理

（相互援助活動の内容）

- 第12条 会員が相互援助活動として行う援助は恒常的な、または臨時的な次のものとする。
- (1)保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
 - (2)保育施設の保育終了後子どもを預かること
 - (3)保育施設までの送迎を行うこと
 - (4)放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること
 - (5)学校行事（参観日・入学式など）や病院受診などの際、子どもを預かること
 - (6)冠婚葬祭や買い物等外出の際、子どもを預かること
 - (7)その他会員の子育てに関して必要な援助
- 2 子どもを預かる場合は、原則として会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
 - 3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。
 - 4 子どもの受け渡しについては、原則として大人から大人への受け渡しとする。
 - 5 病気・病気回復期の子どもの援助は行わないこととする。
 - 6 警報発令時の援助は行わないこととする。

（相互援助活動の実施方法）

- 第13条 おねがい会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助依頼の申し込みをするものとする。
- 2 おねがい会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込みの内容にふさわしいと認められる まかせて会員に連絡する（援助依頼受付簿については、様式第3号）。
 - 3 おねがい会員は、アドバイザーとともに該当するまかせて会員と援助内容についての事前打ち合わせを行い、援助の実施を相互に決定するものとする。
 - 4 おねがい会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
 - 5 まかせて会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない（様式第4号）。

6 まかせて会員は、前項の活動記録を1か月に1回（月末でとりまとめて翌月5日までに）センターに報告するものとする。

（報酬）

第14条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、援助活動終了後、別表に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

2 おねがい会員は、自己の都合で援助依頼を取り消した場合は、別表2に定められた基準に従ってまかせて会員に取消料を支払うものとする。

3 前各項に規定する報酬は、原則として援助終了の都度（前項の取消料にあたっては、援助依頼の取り消し後速やかに）直接現金で支払うものとする。当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

4 おねがい会員は、子どもの送迎等でまかせて会員が公共交通機関・タクシー又は自家用車を利用した場合は、交通費の実費をまかせて会員に支払うものとする。

5 おねがい会員は、子どもに係るミルク、おやつ、食事等の提供費用を実費にてまかせて会員に支払うものとする。

（その他）

第15条 本会則に定めない事項については、センターが別に定める。

附 則

本会則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和 4年 4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和 6年 4月1日から施行する。

■別表（第14条関係）

別表1【援助活動における、子ども1人あたりの報酬基準額】

活動時間帯	基準額（1時間あたり）
月～金曜日 7：00～19：00	700円
月～金曜日 上記以外の時間	800円
土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）	

*最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間とみなし、換算する。また、1時間に満たない端数が生じた場合、30分以下は半額を、30分以上なら1時間の料金を加算する。

*兄弟姉妹で子どもを預ける場合、2人目から半額とする。

別表2【依頼取消しの時の報酬基準額】

前日まで	無 料
当 日	半 額
無 断	全 額
実 費	おねがい会員は、相互援助活動に要した次の費用をまかせて会員に支払うものとする。 （1）子どもの送迎等にかかる交通費 （2）まかせて会員が用意した飲食費、おやつ等

*台風や大雨による気象警報や自然災害（地震・津波など）に伴う取消の場合は、取消料はかからない。

みとよファミリー・サポート・センターの 個人情報保護に関する基本方針

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通して皆さまから個人情報をご提供いただいております。ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

(1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、みとよファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上の必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、みとよファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に、必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

(3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データ漏洩、滅失又は、き損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な是正対策をします。

(4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 問い合わせ

照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。





安全チェックリスト

援助を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。



- ❶ 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- ❷ 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
- ❸ 緊急連絡先（おねがい会員、ファミサポ、かかりつけ医など）を控えていますか。
- ❹ 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。
- ❺ ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- ❻ たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ❼ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ❽ ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ❾ 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ❿ 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。
- 11 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
- 12 こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。
- 13 こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
- 14 こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
- 15 ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。

三豊市子育て支援情報

●子育て応援サービス券支給事業

- 対象者** (支給) 0歳から3歳 (3歳になった年度末まで)
- 内容** 保護者からの申請により子育て応援サービス券(3万円分)を交付します。このサービス券は、みとよファミリー・サポート・センター事業、子育てホームヘルプ事業及び乳幼児一時預かり事業の利用料を支払う際に使用できます。事業に応じた利用年齢まで使用できます。
※サービス券を紛失した場合、再発行はできません。

問い合わせ 三豊市子育て支援課 (0875) 73-3016

●三豊市子育てホームヘルプ事業

- 対象者** 妊娠中及び0歳から3歳 (3歳になった年度末まで)
- 内容** 家事や育児の援助をしてくれる人がいない方に子育てホームヘルパーを派遣します。
※事前に利用登録が必要です。
- 利用時間** 1日につき1回3時間まで (8:00～18:00)
※年末年始を除く
- 利用料** 最初の1時間300円、追加30分毎に150円
※生活保護世帯は無料



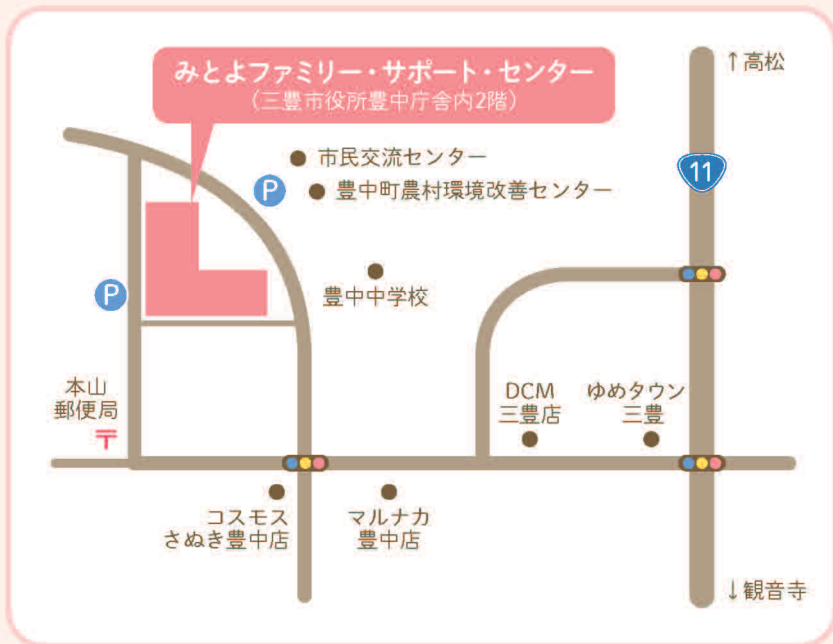
▲子育てホームヘルプはこちら

●三豊市ひとり親家庭子育て支援事業

- 対象者** 生後6か月から18歳到達の年度末までの児童を養育する三豊市にお住まいのひとり親家庭の保護者で、みとよファミリー・サポート・センターのおねがい(両方)会員登録をしている方
- 内容** みとよファミリー・サポート・センター事業の利用料金の一部(一世帯につき1時間当たりの利用料金のうち400円、ただし月25時間まで)を市が補助します。
※事前に登録が必要です。



問い合わせ 三豊市子育て支援課 (0875) 73-3016
みとよファミリー・サポート・センター (0875) 62-1192



お問い合わせ・お申し込み

みとよファミリー・サポート・センター

運営受託団体 社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

〒769-1593 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1 (三豊市役所豊中庁舎内2階)

TEL 0875-62-1192

FAX 0875-62-1193

- 受付時間 平日 8:30～17:15
- E-mail mitoyo-fsc@mitoyoshakyo.ne.jp
- H P <https://www.mitoyoshakyo.or.jp/fsc/>



ホームページ



LINE